

お取引目的等の届出に関するお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本届出書は、日頃お取引をいただいているお客さまに加え、お取引いただけない口座をお持ちのお客さまや、郵便物の送付等をご希望でないお客さまにもお送りしております、重要なご案内です。

近年、犯罪組織が不正に得た資金を複数の金融機関で転々とさせ、正当に得た資金に見せかける行為（マネー・ローンダリング（資金洗浄））や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為（テロ資金供与）が発生しており、国際的に更なる対応強化が求められています。

これらの防止のため、当社を含む金融機関は関係省庁と連携しながら管理体制を強化し、健全な金融システムの維持に取り組んでいます。その一環として、お客さまのお取引目的ならびにお客さま情報（以下、お取引目的等）を定期的に確認させていただく必要があり、順次「お取引目的等届出書」をお送りしております。

大変お手数ではございますが、「お取引目的等届出書」表面上部に記載のお届出期限までに、専用 WEB サイトまたは郵送でのお届出をいただきますよう、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

●お届出いただいた情報は、当社が定める個人情報の利用目的に則って厳正に管理いたします。

●お届出内容の確認のため、ご連絡させていただく場合もございますので、ご了承ください。

マネー・ローンダリング等 防止対策のため お客さまに ご協力いただきたいこと

- ✓ お取引内容に応じ、定期的にお取引目的等の届出をお願いする郵送物（本届出書・圧着ハガキ）をお送りすることがあります。以前にお届出いただいたお客さまにも、再度のお届出をご依頼する場合があります。
- ✓ 在留カードをお持ちのお客さまは、在留資格・在留期間（満了日）を窓口や郵送物にて確認させていただく場合があります。
- ✓ 転居された場合は、すみやかに住所変更をお願いいたします。

よくあるお問い合わせ



郵送で「お取引目的等届出書」の書面が届いた場合、私の取引が疑われているということでしょうか。

こちらは、特定のお客さまを疑ってお送りするものではありません。

マネー・ローンダリング等防止対策の一環として、広くお客さまにご協力をお願いしております。



他の銀行から届出の依頼はきていませんが、三井住友信託銀行だけの取り組みなのですか。

金融庁のガイドラインは各金融機関に取り組みを求めていますので、当社だけの取り組みではございません。※それぞれの金融機関が独自に対応しているため、当社からのご案内が先行して届いている場合がございます。



※ご参考：裏面「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ」をご覧ください。

■ 本件の詳しい内容やよくあるご質問について

三井住友信託銀行ホームページ内検索画面

マネー・ローンダリング



<https://www.smtb.jp/general/money/laundering>



■ 本件に関するお問い合わせ

お取引目的等届出書専用デスク

0120-140-419

【受付時間】平日 9:00～17:00

（土・日・祝日および12/31～1/3はご利用いただけません）

銀行をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただきます場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

お客さまへのお願い事項

- ✓ 追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ✓ 特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ✓ お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度ご確認ください。場合や、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。また、各種質問の内容やご依頼する各種書面等は、銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況やお取引の内容にもとづき、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、ご回答の状況やお取引の内容および預金規定等にもとづき、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- ✓ 詳しいことは、お取引銀行の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引銀行の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

● 全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月～金曜日（祝日および銀行休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

● 金融庁 金融サービス利用者相談室

電話番号：0570-016811 または 03-5251-6811

受付時間：平日午前10時～午後5時